

守谷市立学校給食センター 整備基本計画

平成31年4月



目次

序章	はじめに	1
	1 計画の目的	1
	2 策定体制	1
	3 計画の構成	2
第1章	学校給食の現状と課題	3
	1 現状把握	3
	2 上位関連計画の整理	20
	3 本市における学校給食を取り巻く環境	24
	4 茨城県内の給食センター整備状況	26
第2章	整備方針の検討	27
	1 整備方針の検討	27
第3章	整備内容の検討	31
	1 整備の基本的方向性の検討	31
	2 機能配置・ゾーニングの検討	31
	3 施設構成・動線計画の検討	37
	4 施設計画（案）	45
	5 事業手法の検討	47
	6 入札手法と事業期間	49

序章 はじめに

1 計画の目的

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進はもとより、望ましい食習慣を養うことや、地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることなど、様々な目標をもって運営されるべきものであるが、最も重要なのは、児童・生徒に安全・安心でおいしい給食を安定的に提供することである。

守谷市においては、学校給食センターにより市立小学校、中学校に給食を提供してきたが、児童・生徒数の増加により、2025年に予測される提供食数が施設の調理能力の限界を上回る可能性がある。

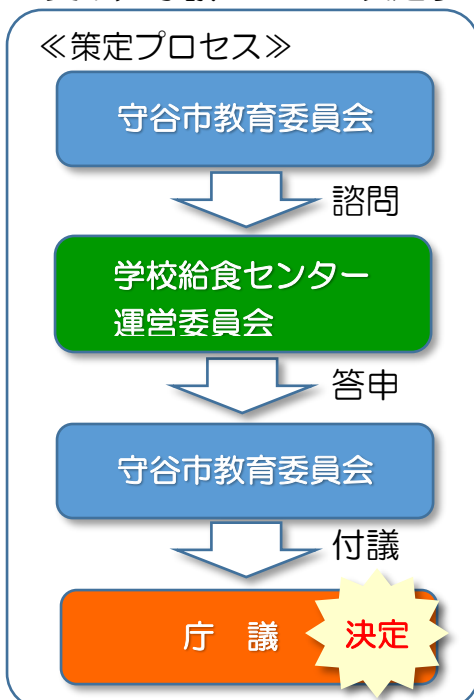
また、現在の施設は昭和59年に整備され、既に34年が経過しており、老朽化が深刻化しており、雨漏り、蒸気配管からの蒸気漏れ、引戸やシャッターの隙間、害虫の侵入等が発生している。建物の構造についても、非汚染エリアと汚染エリアの仕切り壁が無く、「学校給食衛生管理基準（平成21年文科省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）」に適合していない。

このようなことから、本市の市立小学校、中学校の学校給食を衛生的かつ安定的に維持していくため、具体的な検討を行う必要が生じている。

これら現状を踏まえ、本市の学校給食センター（以下、「市給食センター」という。）の整備と運営方法についての具体的な検討を行い、「守谷市立学校給食センター整備基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

2 策定体制

本計画は、守谷市教育委員会が「学校給食センター運営委員会」に諮問し答申を受け、庁議において決定する。



※学校給食センター運営委員会

「守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例（昭和44年条例第225号）」

- 第4条 給食センターの適正な運営を図るため、学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
2 運営委員会は、教育委員会の諮問に依りて、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議する。

※庁議

「守谷市庁議等設置規程（平成6年規程第13号）」

- 第1条 市政運営の基本方針、重要施策の審議・策定その他市長の最高意思決定についての助言及び情報の伝達提供、各部関連事項の協議調整その他行政の効率的かつ適正な運営を図るため、次の機関を置く。

- (1) 庁議

3 計画の構成

本計画の構成及び各章で調査・検討する主な内容については、次のとおりとする。

